



鳥取県公報

平成 29 年 9 月 29 日 (金)
第 8 9 3 9 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	物品売払代金の徴収事務の委託 (623) (文化政策課) 2
	生活保護法による指定介護機関の変更の届出 (624) (福祉監査指導課) 2
	指定自立支援医療機関の指定 (625) (障がい福祉課) 2
	土地改良区の定款の変更の認可 (626) (農地・水保全課) 3
	一般国道の区域の変更 (627) (道路企画課) 3
	県道の区域の変更 (628) (〃) 3
	一般国道の供用の開始 (629) (〃) 4
	県道の供用の開始 (630) (〃) 4
◇ 内水面漁 管委告示	コイの持出し等を禁止する水域の範囲の一部改正 (7) 4
◇ 調達公告	随意契約の相手方の決定 (危機対策・情報課) 5

告 示

鳥取県告示第623号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、第61回鳥取県美術展覧会に係る図録の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成29年9月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

委託の相手	委託期間
一般財団法人米子市文化財団	平成29年10月7日から同月16日まで
日南町	平成29年10月20日から同月29日まで
倉吉博物館協会	平成29年11月11日から同月27日まで

鳥取県告示第624号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から介護老人福祉施設、居宅介護事業所及び介護予防事業所の名称を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成29年9月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 介護老人福祉施設

名称	所在地	変更年月日
特別養護老人ホームなりすな	鳥取市青谷町善田27-1	平成26年4月1日

2 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	変更年月日
社会福祉法人青谷福祉会	鳥取市青谷町善田27-1	特別養護老人ホームなりすな短期入所生活介護事業所	鳥取市青谷町善田27-1	短期入所生活介護	平成26年4月1日

3 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	変更年月日
社会福祉法人青谷福祉会	鳥取市青谷町善田27-1	特別養護老人ホームなりすな短期入所生活介護事業所	鳥取市青谷町善田27-1	介護予防短期入所生活介護	平成26年4月1日

鳥取県告示第625号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

平成29年9月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名又	開設者の住所	指定自立支援医療	指定自立支援医療	自立支援医療の	指定年月日

は名称		機関の名称	機関の所在地	種類	
株式会社くるみ薬局	鳥取市河原町河原48-9	株式会社くるみ薬局	鳥取市河原町河原48-9	育成医療、更生医療、精神通院医療	平成29年10月1日
株式会社米沢薬局	鳥取市河原町長瀬80-10	株式会社米沢薬局	鳥取市河原町長瀬80-10	〃	〃

鳥取県告示第626号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、大倉土地改良区の定款の変更を平成29年9月25日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成29年9月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第627号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、一般国道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成29年9月29日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成29年9月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
181号	米子市八幡字東六反田947地先から同市八幡字西六反田697-1地先まで	変更前	11.0~23.6	80.0
		変更後	11.1~26.9	80.0
	西伯郡伯耆町立岩字南小割227-2地先から同町吉定字下大割599-1地先まで	変更前	10.8~12.6	211.0
		変更後	11.9~16.6	211.0

鳥取県告示第628号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成29年9月29日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成29年9月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
三朝東郷線	東伯郡三朝町大字片柴字上天満1049-3地先から同字1039-4地先まで	変更前	11.8~20.6	56.0
		変更後	11.8~20.6	52.0

路線名	変 更 前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
鳥取鹿野倉吉線	変更前	東伯郡三朝町大字片柴字梅塚1916地先から同町大字砂原字大付18-4地先まで	6.0~30.6	1455.0
		東伯郡三朝町大字片柴字天満1007-1地先から同町大字余戸字新崎547-6地先まで	8.0~48.1	910.0

		東伯郡三朝町大字片柴字梅塚1932地先から同大字 字五反田1050－2地先まで	12.3～18.2	72.0
変更後		東伯郡三朝町大字片柴字梅塚1916地先から同町大 字砂原字大付18－4地先まで	8.0～48.1	1420.0
		東伯郡三朝町大字片柴字上天満1022地先から同町 大字砂原字上古川33－1地先まで	6.0～20.9	886.0

鳥取県告示第629号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり一般国道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成29年9月29日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成29年9月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
181号	米子市八幡字東六反田947地先から同市八幡字西六反田697－1地 先まで	平成29年9月29日

鳥取県告示第630号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成29年9月29日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成29年9月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
鳥取鹿野倉吉 線	東伯郡三朝町大字片柴字梅塚1916地先から同町大字砂原字大付18 －4地先まで	平成29年10月1日
	東伯郡三朝町大字片柴字上天満1022地先から同町大字砂原字上古 川33－1地先まで	〃

内水面漁場管理委員会告示

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第7号

平成29年鳥取県内水面漁場管理委員会告示第2号（コイの持出し等を禁止する水域の範囲について）の一部を次のように改正する。

平成29年9月29日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 安 藤 重 敏

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
1 千代川水系のうち次に掲げる水域 (1)～(7) 略 <u>(8) 八頭郡八頭町見槻の椎村橋上流約300メー トルの堰堤より下流の見槻川及びそれに接続する全</u>	1 千代川水系のうち次に掲げる水域 (1)～(7) 略 <u>(8) 八頭郡八頭町中村の向井橋より下流の見槻川</u>

<u>ての用水路</u>	
<u>(9) 八頭郡八頭町西谷の岡土居橋上流約400メートルの堰堤より下流の西谷川及びそれに接続する</u>	
<u>全ての用水路</u>	
<u>(10)</u> 略	<u>(9)</u> 略
<u>(11)</u> 略	<u>(10)</u> 略
<u>(12)</u> 略	<u>(11)</u> 略
<u>(13)</u> 略	<u>(12)</u> 略
2～4 略	2～4 略

調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年9月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | | |
|---|------------------|------------------------------------------------------------|
| 1 | 調 達 件 名 及 び 数 量 | 平成29～33年度鳥取県防災映像情報等統合提供システム機器更新及び運用業務一式 |
| 2 | 契 約 方 式 | 随意契約 |
| 3 | 随意契約の相手方を決定した日 | 平成29年7月18日 |
| 4 | 契約の相手方の名称及び所在地 | 東芝デジタルソリューションズ株式会社中国支社
広島県広島市中区鉄砲町7-18 |
| 5 | 契 約 金 額 | 38,664,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 | 随意契約による理由 | 特許権等の排他的権利に係る特定役務の調達をするものであり、調達の相手方が特定されるため。（政令第11条第1項第1号） |
| 7 | 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県危機管理局危機対策・情報課
鳥取市東町一丁目271 |